

(一社)日本家政学会中国・四国支部研究発表の支援制度内規

1. 中国・四国支部支部大会における大学常勤教員以外の教員の参加／発表を奨励し、もって学術研究の促進を目的とする。研究発表支援制度は、本内規により行う。
2. 本支部は、本支部が主催する「中国・四国支部大会」において、3.(1)に示す本支部会員である教員に対し、支部大会の参加によって発生する交通費の半額を補助する。これらに要する費用は、本支部経費及び寄付金をもって充てる。
3. 適用される教員とは、次のとおりの全条件に該当する者とする。
 - (1) 保育園，幼稚園，小学校，中学校，高等学校の教員，および大学に非常勤で勤務する教員とする。
 - (2) 研究発表に関して、学内からの研究費，外部資金などの受入や補助が受けられない教員であることとする。
 - (3) 支部大会参加のとき，本支部の会員であること。
 - (4) 支部大会での主発表者であること。主発表者とは主体的に研究を行った者とし，必ずしも登壇者である必要はない。
4. 補助を希望される3.(1)に該当する教員は，参加申し込みの際に申し出ること。その際，3.(1)に該当する教員であることが証明できる書類等を添付すること。また交通経路も記載すること。
5. 交通費補助の給付手続きは次のとおりとする。
 - (1) 申請手続
補助を受けようとする教員は，参加補助金申請書を実行委員長に提出するものとする。
 - (2) 給付の決定
教員より申請書の提出があった場合，実行委員長は，当該大会の会計担当とともに申請内容を審査した上，補助金の給付を決定するものとする。また，申し合わせに従って補助金の金額を決定する。
6. 実行委員長は，補助金の給付を決定したとき，「中国・四国支部大会 交通費補助金決定通知書」によって当該教員（以下「補助金決定者」という）に通知し，交通費補助金を給付する。
7. 給付決定の取消し
 - (1) 実行委員長は，補助金決定者が上記の給付要件に該当しないことが判明したとき，当該給付の決定を取り消す。
 - (2) 実行委員長は，前項の規定により給付の決定を取り消したときには，「交通費補助金取消通知書」によって補助金決定者に通知する。

- (3) 前項の通知を受けた補助金決定者は、既に受領した場合には交通費補助金を返納しなければならない。

付則

令和3年4月 施行

申し合わせ事項

交通費の算出

具体的な算定方法については、時刻表及び運賃表などを参照して経済的かつ合理的な割引率がある旅程については、その料金を適用する。

運賃 + 特急又は急行料 = 交通費

- (1) 運賃…当該旅行区間の旅客運賃

支部大会開催会場の最寄りの駅または停留所までとする。公共交通機関（タクシーは除く）に限って実費を支給することとする。

- (2) 特急又は急行料…片道 100 km 以上の場合とする。

但し、特別車両料金（グリーン料金）は支給しない。

航空機の使用は、航空機の利用が最も経済的かつ社会一般の者が通常利用している経路である場合に限って、その使用を認める。

なお、給付する交通費は1往復までとする。

付則

令和3年4月 施行